

仕 様 書

業 務 名 南の丸及び岡口門周辺樹木剪定等業務委託

業務場所 和歌山市一番丁 3 番

履行期間 契約日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

業務資格 下記の技術者を直接的に雇用していること。

- ・職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）に規定する 1 級造園技能士
- ・建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 条第 1 項に規定する技術者と同等以上の資格を有する造園工事業に係る技術者

1. 本仕様書は、南の丸及び岡口門周辺樹木剪定等業務委託について定めたものである。

2. 業務目的

危険木、石垣を毀損する可能性のある樹木の伐採及び剪定を行い、景観の確保と健全な森林環境の育成を目的とする。

3. 業務内容

整備区域は、別紙の位置図のとおりとする。

対象樹木は、別紙の対象樹木一覧表のとおりとする。

業務実施にあたっては労働安全衛生法等関係法令を遵守し安全対策を講じること。

整備区域は史跡地内であるため、石垣及び遺構面には十分な養生を図ること。
また、一部の対象樹木は重要文化財である岡口門周辺に位置しているため、作業時には十分な注意を払うこと。

（1）調 査

受注者は、業務の実施に当たり現地調査を実施し、対象樹木を確認すること。
また対象樹木以外に視点場からの景観確保及び枯木、腐朽等により伐採及び剪定すべき樹木がないかも併せて確認すること。対象樹木の選定にあたっては、景観だけではなく、伐採・剪定後の斜面等への影響等についても考慮すること。

現地調査により伐採及び剪定する樹木の本数に変更が生じた場合は、発注者と受注者の協議により契約金額の変更について定めるものとする。

（2）伐採は次のとおりとすること。

- 1 樹木の伐採は、枯損・老朽化や病虫害などに伴い衰弱した樹木の倒木な

どの危険防止及び近接樹木との干渉による支障木、また史跡・景観への影響が大きい樹木を対象とし公園内の視界と安全の確保を目的とする。

- 2 作業に当たっては、周辺樹木、施設等を損傷しないように注意深く行い、原則として地際（地表面から10cm以内）で処理すること。切り口は水平かつ滑らかに面取りをしてきれいに仕上げること。
- 3 伐採後芽が出てくることがないように、対策を施すこと。
- 4 周辺樹木、施設等に損傷の恐れがある場合は、吊るし伐り等の適切な処置を行うこと。

（3）剪定に係る一般的事項は次のとおりとすること。

- 1 樹木の剪定は、樹冠内の日照や通風を確保し、病虫害を予防することで樹木の健全育成を促すことを目的とする。さらに強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故防止に努め、限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整えなければならない。剪定方法は、それぞれの樹種、形状及び周囲の状況を把握し、最も適切な時期に行うこと。
- 2 以下に示す剪定すべき枝がある場合、担当職員と協議の上対応すること。
 - ア 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝（危険枝）
 - イ 架線に接近している枝、照明灯等を隠す枝、園路や近隣施設の屋根の上に大きく張り出した枝（支障枝）
 - ウ 病虫害に侵され、治療や駆除が出来ない枝（病虫害枝）
- 3 樹形全体のバランスを考え、かつ翌年度以降の樹木管理が容易になるように枝おろし、枝透かし（枝抜き）を行うこと。
- 4 腐れや不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は行わないこと。
- 5 下枝の枯死を防ぐよう、上方を強く下方を弱く剪定すること。また、全体として高木を枯死させぬように細心の注意を払うこと。
- 6 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ切り返しを行い切除すること。
- 7 剪定後の枝の切口には、必要に応じ防腐剤の処置を行うなど樹木の枯死・腐朽防止の対策を講じること。
- 8 周辺樹木、施設等に損傷の恐れがある場合は、吊るし伐り等の適切な処置を行うこと。

4. 発生材の処分

発生材については、環境問題に十分配慮するとともに受注者の責任において適正に処分すること。

発生材の処分量がわかるよう伝票（マニフェストの写し）を提出すること。

5. 作業日程及び作業内容について、担当職員と事前に協議すること。安全対策を万全にし、作業中は観光客及び市民の散策の妨げとならないように注意すること。

6. 和歌山城公園内は観光客や市民が多く散策しているため、安全対策を万全にし、事故等のないよう十分注意すること。また、作業中、事故の発生またはその恐れがあると認められたときは、直ちに必要な処置を講じた上で、状況及び処置の内容を担当職員に報告し、その指示に従うこと。

7. 本業務では、園路に近接した石垣に位置する樹木を対象としている。通行規制が必要な場合は、作業前にあらかじめ規制の範囲及び期間等について発注者と協議すること。また、関係車両の進入及び来園者の散策を考慮した通行規制及び作業方法とすること。通行規制及び作業日時などを知らせる予告看板を設置すること。

8. 提出書類

ア 業務資格書類

「4. 業務資格」の条件を満たすことがわかる書類（雇用契約書・資格証の写し、経歴書等）を専門技術者等通知書（別紙1）に添えて入札日から起算して7日以内に提出すること。

イ 現場代理人等通知書

契約日から起算して7日以内に現場代理人の経歴書（資格、職歴、経歴等）（別紙2）を作成し、現場代理人等通知書（別紙3）に添えて提出すること。

ウ 計画工程表

契約日から起算して7日以内に工程表（別紙4）を作成し提出すること。

工種①準備工（工事打合せ、現場確認、作業準備）

②施工（仮設設置、伐採、積込、搬出、処分）

③その他（書類及び写真整理、書類提出）

エ 仮設計画書

仮設設置（予告看板設置を含む）の1週間前までに、本仕様書に基づき仮設計画書を作成し提出すること。

9. 成果品

1 成果品の提出については、完成通知書とともに次のとおり提出するものとする。

成果品項目	納品サイズ	提出部数
写真台帳	A 4 判	1 部
着手前		
着手中		
完成		
処分伝票(マニフェストの写し)		1 部
出来形成果表	A 4 判	1 部

業務完了後に、着手前・作業中・完了後の写真及び報告書を提出すること。

写真撮影については、整備の状況を全数において、比較確認できるよう可能な限り同じ位置・角度から遠景及び近景を撮影すること。

剪定、伐採を行う樹木は、個々の整備状況が確認できるよう本数をカウントし、出来形成果表を作成すること。

1 0．疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より 5 日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の 17 時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

1 1．その他

本業務で作業の対象となる樹木は、園路に近接する石垣上に位置するものが含まれ、園路の通行規制が必要であると考えられる。園路の通行規制は観光客などの来園者に大きな影響を及ぼすため、規制期間を最低限とすること。よって、入札参加者は必ず事前に現地を確認し、作業方法や作業日程などを十分検討すること。

年 月 日

和歌山市長

様

受託予定者 住 所
氏 名

専 門 技 術 者 等 通 知 書

委 託 名

年 月 日付けで入札した上記委託の仕様書中「4 業務資格」
に該当する専門技術者について、別紙経歴書を添えて通知します。

専門技術者

経歴書（ ）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

資 格

1 年 月

2 年 月

3 年 月

職 歴

1 年 月

2 年 月

3 年 月

業務経歴

1 年 月

2 年 月

3 年 月

4 年 月

- 〔注〕
- 1 表題の（ ）には、現場代理人・専門技術者等該当するものの名称を記載すること。
 - 2 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録（合格）番号を記載し、その写しを添付すること。
 - 3 業務経歴は、業務名及び現場代理人等の任務を記載すること。

年 月 日

和歌山市長

様

受託者 住 所
氏 名

現 場 代 理 人 等 通 知 書

委 託 名

年 月 日付けで契約を締結した上記委託の現場代理人を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

現場代理人

和歌山市長

様

年 月 日

(委託名)

工程表

工 種	延長 数量	単 位	歩 合	月		月		月		月		受託者 印	
				10	20	10	20	10	20	10	20		
			8 6 4 2									現場代理人 印	
			8 6 4 2									工 期	年 月 日から
			8 6 4 2										年 月 日まで
			8 6 4 2									備 考	
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										
			8 6 4 2										

〔注〕業務内容に応じ、ネットワーク式とする。

年 月 日

和歌山市長

様

受託者 住 所
氏 名

印

完 了 通 知 書

次の委託業務は、 年 月 日に完了したので通知します。

委 託 名

契 約 金 額 _____ 円

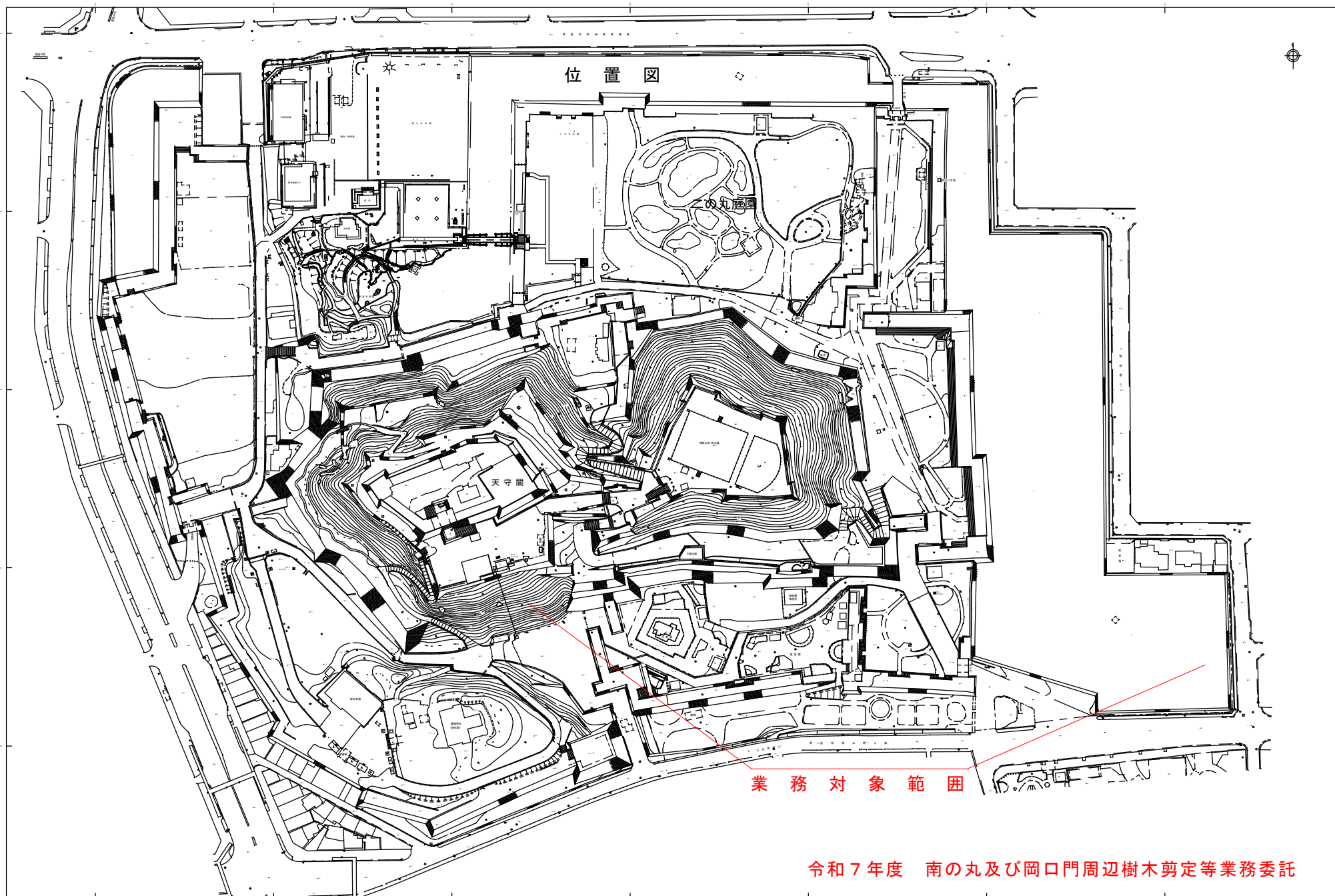
契 約 年 月 日 _____ 年 月 日

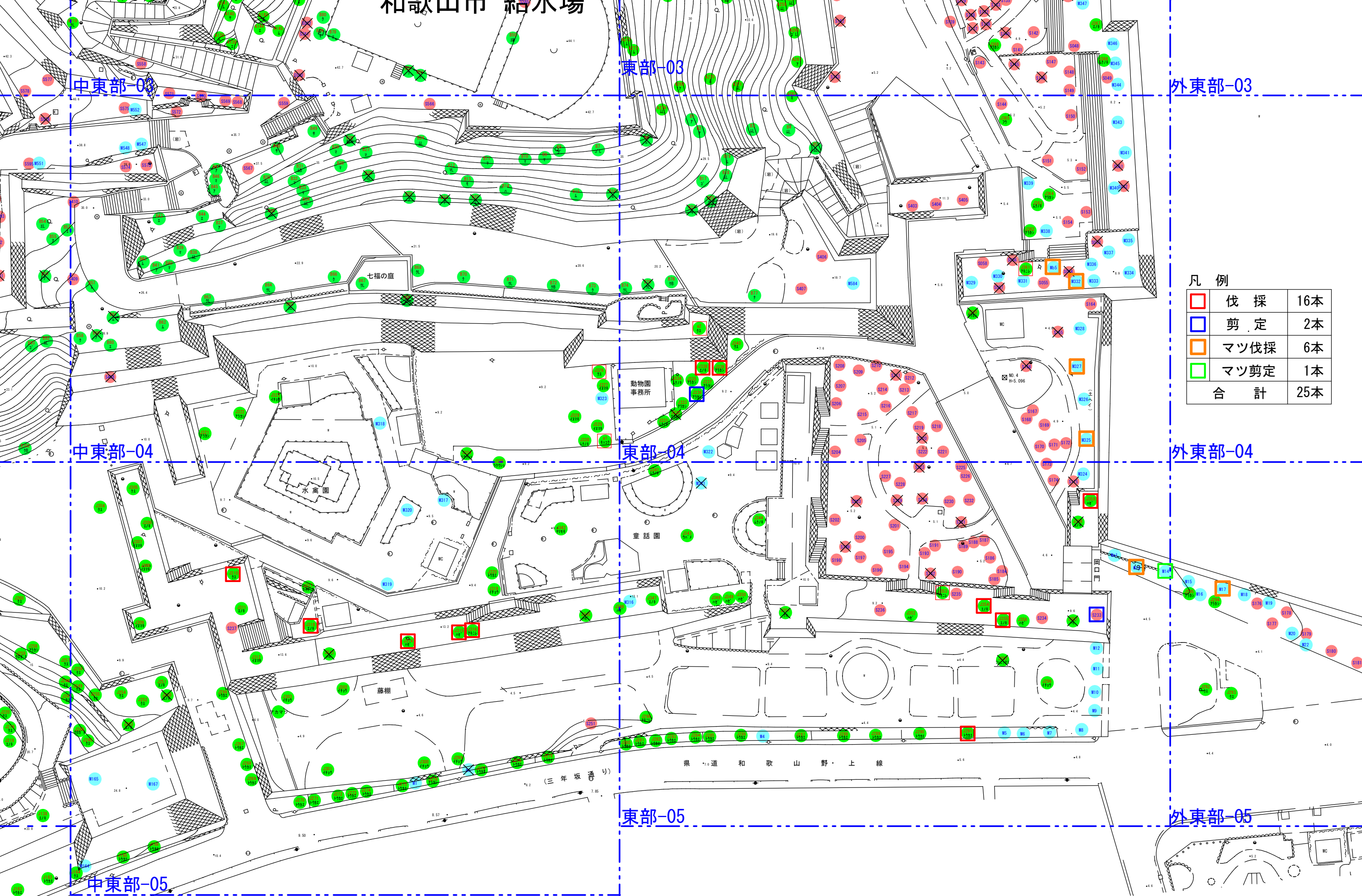
履 行 期 間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

別記様式第23-2号
打合せ記録簿(2)

打 合 せ 記 録 簿

発注者・印	総括監督員	監督員	受注者・印	管理技術者	担当技術者	担当技術者						
発議者	☐ 発注者 ☐ 受注者		発議年月日	年 月 日								
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他											
業務名												
受注者名												
(内 容)												
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 年 月 日										
	受注者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 ☐ その他 () 年 月 日										





凡 例

伐 採	16本
剪 定	2本
マツ伐採	6本
マツ剪定	1本
合 計	25本

令和7年度 南の丸及び岡口門周辺樹木剪定等業務委託 対象樹木一覧表

番 号	区 域	区域	現地樹番	樹種名	処 理	備 考
1	岡口門付近	東部-5	S-233	ソメイヨシノ	剪定	
2	南の丸付近	東部-5	J-291	トウカエデ	伐採	
3	南の丸付近	中東部-5	J-310	クスノキ	伐採	
4	南の丸付近	中東部-5	J-314	ハゼノキ	伐採	
5	南の丸付近	中東部-5	J-315	ハゼノキ	伐採	
6	南の丸付近	中東部-5	J-316	アキニレ	伐採	
7	砂の丸付近	中東部-5	J-318	エノキ	伐採	
8	動物園付近	中東部-4	J-326	クスノキ	伐採	
9	動物園付近	中東部-4	a1	モッコク	伐採	
10	動物園付近	東部-4	a2	クスノキ	伐採	
11	動物園付近	東部-4	J-336	アラカシ	剪定	
12	動物園付近	東部-4	J-338	エノキ	伐採	
13	動物園付近	東部-4	J-339	アラカシ	伐採	
14	南の丸付近	東部-5	J-353	アキニレ	伐採	
15	南の丸付近	東部-5	J-354	エノキ	伐採	
16	南の丸付近	東部-5	J-355	エノキ	伐採	
17	南の丸付近	東部-5	J-359	ハゼノキ	伐採	
18	南の丸付近	東部-4	J-361	アキニレ	伐採	
19	岡口門付近	東部-5	M-13	クロマツ	伐採	
20	岡口門付近	東部-5	M-14	クロマツ	剪定	
21	岡口門付近	外東部-5	M-17	クロマツ	伐採	
22	岡口門付近	東部-4	M-325	クロマツ	伐採	
23	岡口門付近	東部-4	M-327	クロマツ	伐採	
24	岡口門付近	東部-4	M-332	クロマツ	伐採	
25	岡口門付近	東部-4	M-b5	クロマツ	伐採	

伐 採	16本
剪 定	2本
マツ伐採	6本
マツ剪定	1本
合計	25本



No.1

ソメイヨシノ(S233) 剪定



No.2

トウカエデ(J291) 伐採



No.3

クスノキ(J310) 伐採



No.4

ハゼノキ(J314) 伐採



No.5

ハゼノキ(J315) 伐採



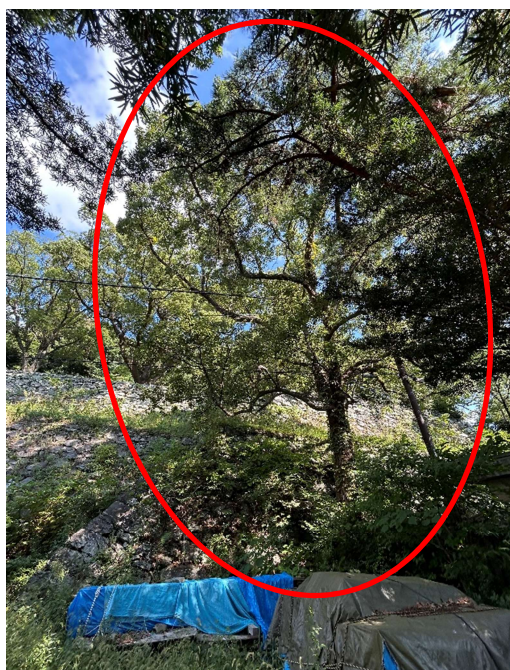
No.6

アキニレ(J316) 伐採



No.7

エノキ(J318) 伐採



No.8

クスノキ(J326) 伐採



No.9

モッコク(a1) 伐採



No.10

クスノキ(a2) 伐採



No.11

アラカシ(J336) 剪定



No.12

左:エノキ(J338)伐採

右:アラカシ(J339)伐採



No.13

アキニレ(J353) 伐採



No.14

左:エノキ(J354) 伐採

右:エノキ(J355) 伐採



No.15

ハゼノキ(J359) 伐採



No.16

アキニレ(J361) 伐採



No.17

左:クロマツ(M13)伐採

右:クロマツ(M14)剪定



No.18

クロマツ(M17)伐採



No.19

クロマツ(M325) 伐採



No.20

クロマツ(M327) 伐採



No.21

左:クロマツ(Mb5) 伐採

右:クロマツ(M332) 伐採

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は南の丸及び岡口門周辺樹木剪定等業務委託（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は 円（うち消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害について

は、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を越えたとき。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第16条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警

察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補則)

第20条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

乙